

住宅セーフティネット制度における家賃低廉化補助の実施について

区は、この間、不動産団体や賃貸人等に対して、住宅セーフティネット制度の普及啓発を図り、住宅確保要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅の供給を促進するとともに、住宅確保要配慮者のみが入居可能なセーフティネット専用住宅（以下、「専用住宅」という。）への登録を促してきました。今般、複数の賃貸人等から専用住宅への登録の意向が示されたことから、杉並区実行計画（第2次）（令和6～8年度）において令和6年度から実施することとしている、専用住宅における低額所得者への家賃低廉化補助について、以下のとおり、令和5年度中から先行して実施することとしたので報告します。

1 事業概要

住宅に困窮する低額所得者が低廉な家賃で入居できるよう、区から専用住宅の賃貸人等に対し補助金を交付する。

(1) 入居対象者

「住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律」で定める住宅確保要配慮者のうち、杉並区に2年以上居住し、かつ、所得（公営住宅法施行令第1条第3号に定める収入の例により算出した額）が月収15万8千円以下の者を対象とする。なお、18歳未満の子どもがいる世帯は、月収21万4千円まで所得基準を緩和する。

(2) 補助対象者

専用住宅の賃貸人等

(3) 補助金額

1戸当たり月額4万円を上限に、専用住宅の家賃の額から公営住宅並みの家賃の額（専用住宅の家賃を公営住宅の基準で算定した額）を控除して得た家賃の差額とする。

（補助率）国1/2、都1/4、区1/4 （国費限度額）2万円/戸・月

(4) 補助期間

賃貸人等が専用住宅として管理を開始してから10年間を原則とする。

ただし、区から国や東京都へ請求できる補助金額の総額（国費240万円、都費120万円）を超えない範囲で10年以上も可能とする。

なお、所得基準を21万4千円に緩和した場合は6年間とする。

2 今後のスケジュール（予定）

令和5年	12月	要綱制定 制度周知及び入居者の募集開始（区広報・ホームページ）
令和6年	1月	事業開始